

## シルバー人材センター配分金の確定申告について

確定申告の時期が近づいてきました。シルバー人材センターから、令和4年分の「配分金支払証明書」(ハガキ)を発送いたします(1月20日頃)。

センターからの配分金収入は税法上「雑所得」に区分され、次の方は確定申告が必要になりますのでご注意ください。

### 1 配分金収入のみの方

配分金収入が**年103万円**を超える方(基礎控除48万円+必要経費55万円)

### 2 配分金と公的年金収入がある方

- ・「配分金収入」－「必要経費55万円」＝配分金所得・・・①
  - ・「公的年金等収入」－「公的年金等控除額」・・・②
- 「①+②」－「基礎控除額48万円」－「配偶者特別控除等」＝課税所得金額  
(プラスの場合)

### 3 公的年金の控除額

65歳未満の方(S33.1.2以降生まれ)		65歳以上の方(S33.1.1以前生まれ)	
公的年金収入額(A)	控除額	公的年金収入額(A)	控除額
～130万円	60万円	～330万円	110万円
130万円～ 410万円未満	$A \times 0.75 - 27.5$ 万円	330万円～ 410万円未満	$A \times 0.75 - 27.5$ 万円

☆確定申告に関するお問い合わせ：磐田税務署 ☎32-6111 (自動音声案内)

